不動産賃貸借契約における反社会的勢力排除のための条項例

第 X 条 (反社会的勢力の排除)

借主(乙)は、貸主(甲)に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らまたは自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約の締結をするものではないこと。
- (3) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 甲に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為。
 - イ 偽計または威力を用いて甲の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。

第 Y 条 (禁止又は制限される行為)

乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
- (2) 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、 または威勢を示すことにより、甲、他の賃借人、付近の住民または通行人に不安 を覚えさせること。
- (3) 本物件を反社会的勢力に占有させ、または本物件に反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。

第 Z 条 (契約の解除)

乙について、次のいずれかに該当した場合には、甲は何らの催告もせずして、本契約 を解除することができる。

- (1) 第 X 条の確約に反する事実が判明したとき。
- (2) 契約締結後に自らまたは役員が反社会的勢力に該当したとき。
- 2. 甲は、乙が第 Y 条に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。